

Web ページ広告表現ガイドライン

(目的)

第 1 条 中之条町 WEB ページに民間事業者等のバナー広告およびテキスト広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、中之条町広告掲載取扱要綱に規定する事項のほか、アクセシビリティ及びページデザインを保持するため、以下の各条の事項に留意します。

(禁止表現)

第 2 条 次の表現を含んだ広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止します。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) 客観的な根拠を Web サイトで明示できるものでない限り、他社との比較や「最高」、「最も安い」、「ナンバー 1」などの表現の使用を控える。

(GIF アニメ)

第 3 条 GIF アニメーションは禁止します。

(町 WEB ページとの区別)

第 4 条 次の表現については、ユーザーが町 WEB ページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止します。

- (1) 町 WEB ページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など町政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが中之条町の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第 5 条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮します。

(解像度)

第 6 条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにします。

(属性及びリンク)

第 7 条 アクセシビリティの確保のため代替テキストを付けます。また、町のコンテンツではないことを明らかにするため、別にウィンドウを開いてリンク先を参照します。

```
1 <a href=http://www._____._____/ target="_blank"></a>
```

(1) アンダーラインの部分について、トップページへのリンクを基本とし、企業名等は一般的に用いられている表現を使用します。

(2) filename は、町において任意に決定します

(3) リンク先は 1 枠に 1 つとします。

附 則

(施行期日)

1 本ガイドラインは平成 1 8 年 7 月 2 1 日から施行します。